

## 野辺地川漁業協同組合内共第 22 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、野辺地川漁業協同組合（以下「組合」という）の有する内共第 22 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ及びいわなをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ）は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

### (漁具・漁法の制限)

第3条 漁場区域内における遊漁は、次の表の左欄に掲げる漁具・漁法により、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具・漁法	規模
手釣・竿釣	1人・1竿

### (遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から翌年3月31日まで
やまめ	4月1日から9月30日まで
いわな	4月1日から9月30日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は遊漁してはならない。

区域	期間
1. 青い森鉄道下り線より下流の二本木川。	4月1日～翌年3月31日まで
2. 野辺地川域内橋から上流300メートル、下流100メートルまでの間の区域。	10月10日～12月31日まで
3. 左岸字観音林前田18の3地先、右岸字笹館84地先より河口までの800メートルの野辺地川本流。	4月1日～翌年3月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ	15センチメートル
いわな	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小学生又は肢体不自由者のときは、同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ やまめ いわな	手釣・竿釣	1日400円、1年3,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付することができる。

(1) 昭和堂釣具店 (野辺地町字野辺地320の1)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所、年齢
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) 発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁承認証に関する事項)

第9条 この漁業区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁しようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒメマス（蔦沼のみ）、ウグイ、コイ、フナ、ウナギ	手釣 竿釣	15,000円
溪流魚	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒメマス（蔦沼のみ）、ウグイ、コイ、フナ、ウナギ	手釣 竿釣	8,000円

- 2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。
  - (1) 青森県内水面漁業協同組合連合会
  - (2) 昭和堂釣具店（野辺地町字野辺地320の1）
- 3 前項の遊漁承認証に記載する事項は前条第1項に準ずるものとする。
- 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第7条第3項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
  - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
  - 4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。
  - 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。
  - 6 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときには、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。